

令和4年横審第33号

裁 決

遊漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官松崎範行出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年6月11日07時20分

神奈川県横須賀港第4区

2 船舶の要目

船種	船名	遊漁船A	モーターボートB
総トン数		12トン	0.6トン
登録長		11.99メートル	5.17メートル
機関の種類		ディーゼル機関	電気点火機関
出力		450キロワット	36キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を配する旅客定員が30人のFRP製遊漁船で、同室前部中央に舵輪、その右舷側にGPSプロッター、音響測深機及びレーダー、同左舷側に魚群探知機及び機関遠隔操縦装置、舵輪のやや左舷側後方に操縦席をそれぞれ備え、a受審人ほか1人が乗り組み、釣り客20人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.2メートル船尾1.1メートルの喫水をもって、令和4年6月11日07時05分京浜港横浜第5区所在の係留地を発し、神奈川県釧崎南東方沖合の釣り場に向かった。

ところで、a受審人は、Aが約15ノットの対水速力で航行した場合には船首が浮上し、操縦席に腰を掛けた姿勢で前方を見ると、正船首から左舷側に約3度、右舷側に約7度の範囲に死角（以下「船首死角」という。）が生じることを承知していたので、平素の航行中、時折船首を左右に振って船首死角を補う見張りを行っていた。

a受審人は、操縦席に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、横須賀港第4区の北部を東行し、07時16分少し過ぎ横須賀港東北防波堤東灯台（以下「防波堤東灯台」という。）から331度（真方位、以下同じ。）1,600メートルの地点で、針路を138度に定め、折からの潮流に乗じて15.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、07時18分防波堤東灯台から346度780メート

ルの地点に達したとき、正船首920メートルのところに、Bを視認することができ、同船が船首を北西方に向けたままほとんど移動しない様子から、漂泊中であることが分かり、その後Bに向かって衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、針路を定めたときに予定進路方向を一見して船舶を見かけなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、船首を左右に振るなど、船首死角を補う見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bを避けずに続航し、07時20分僅か前正船首至近に同船を認め、左舵一杯として機関を中立運転としたものの、及ばず、07時20分防波堤東灯台から081度440メートルの地点において、Aは、船首が128度を向いたとき、原速力のまま、その右舷船首部がBの右舷船首部に、前方から7度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力1の南風が吹き、潮候は下げ潮の末期に当たり、視界は良好で、付近海域には南南東方に向かう微弱な潮流があった。

また、Bは、その船尾部に操縦台を配し、船首甲板に漂泊時の船位を保つために使用する電動の小型プロペラ（以下「電動プロペラ」という。）を装備したFRP製プレジャーモーターボートで、操縦台中央に舵輪、その右舷側に機関遠隔操縦レバー、同左舷側にGPSプロッター兼魚群探知機をそれぞれ備え、b受審人が1人で乗り組み、救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.5メートルの喫水をもって、同日07時00分京浜港横浜第5区所在のマリーナを発し、横須賀港第4区の釣り場に向かった。

b受審人は、前示の釣り場に到着し、07時15分防波堤東灯台から077度440メートルの地点で、機関を停止して船首が北西方を

向いた状態で、折からの潮流により162度の方向に0.2ノットの速力で圧流されながら漂泊し、操縦台前方の甲板上に置いた道具箱に腰を掛けた姿勢で左舷方を向き、釣り竿を出して疑似餌を用いた釣りをを行い、07時17分頃防波堤東灯台から078度440メートルの地点で、船首が同じ方向を向いていたとき、右舷前方約1,400メートルのところに、Aを目視にて初認したものの、まだ距離が離れていたため、釣りを続けた。

b受審人は、07時18分防波堤東灯台から079度440メートルの地点に達し、船首が315度を向いていたとき、Aが右舷船首3度920メートルのところとなり、その後同船が自船に向かって衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、航行中のAがいずれ漂泊中の自船を避けるものと思い、継続して接近状況を確認するなど、Aに対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、b受審人は、避航を促す音響信号を行わず、更に接近しても、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続け、07時20分僅か前右舷船首至近に迫ったAに気付き、立ち上がって大声を出したものの、どうすることもできず、Bは、船首が315度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは右舷船首部外板に修理不要の擦過傷を、Bは右舷船首部外板に亀裂をそれぞれ生じ、b受審人が腰椎捻挫等を負った。

(航法の適用)

本件は、港則法が適用される横須賀港第4区において、航行中のAと漂泊中のBとが衝突したもので、適用航法について検討する。

港則法第18条第1項に、汽艇等は、港内においては、汽艇等以外の

船舶の進路を避けなければならない旨の規定があるが、A及びB両船とも、総トン数20トン未満の汽船であって、汽艇等に該当し、当時、互いに外見で容易に識別できる状況であったと認められることから、同項の規定の適用はない。

その他、港則法には、本件に適用される航法規定がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法にも、航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての航法規定がないので、本件は、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(主張に対する判断)

A側補佐人は、当時、Bが、漂泊中ではなく、航行中であり、本件が航行中の船舶同士の衝突である旨を主張するので、このことについて検討する。

Bが搭載していた電動プロペラは、バッテリーで駆動し、GPS衛星を利用して、主に外力によって船体が移動することを防ぎ、船位を保つための装置であり、移動するためのものではない。

A側補佐人は、b受審人がこの電動プロペラを使用してBが航行していた旨を主張するが、同受審人が、「機関を停止して船首が北西方を向いた状態で漂泊していた。当時は南方に向かう潮流があり、圧流されながら疑似餌を用いた釣りを行っていた。電動プロペラは、折りたたんだ状態で船首甲板に固定していて、使用していなかった。」旨を述べており、機関を停止した状態のまま、バッテリーの電力を消費する電動プロペラを長時間使用することは困難で、また、b受審人が、漂泊して外力によって流されながら疑似餌を用いて行う釣り方を採用しており、船位を保つ必要がなく、Bが0.6トンで、小型船は漂泊中に外力によって

極めて短時間のうちにその船首方向を変えることから、電動プロペラを使用してBが移動していたと解する合理的な根拠がなく、b受審人が電動プロペラを使用して航行していたことを認めるに足りる証拠もないことから、A側補佐人の主張を採用することはできない。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、横須賀港第4区において、航行中のAが、見張り不十分で、漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、動静監視不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a受審人は、横須賀港第4区において、釣り場に向けて航行する場合、船首死角が生じていたのだから、前路の他船を見落とすことのないよう、船首を左右に振るなど、船首死角を補う見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、針路を定めたときに予定進路方向を一見して船舶を見かけなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、船首死角を補う見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、漂泊中のBに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b受審人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b受審人は、横須賀港第4区において、釣りを行いながら漂泊中、Aを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、継続して接近状況を確認するなど、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、航行中のAがいずれ漂泊中の自船を避ける

ものと思ひ、Aに対する動静監視を十分に行わなかつた職務上の過失により、Aが自船に向かつて衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、避航を促す音響信号を行わず、更に接近しても、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続けてAとの衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、自らも負傷するに至つた。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よつて主文のとおり裁決する。

令和6年3月25日

横浜地方海難審判所

審判長 審判官 丸 田 稔

審判官 大 北 直 明

審判官 米 倉 毅